

平成30年第1回田原市教育委員会定例会会議録

- 1 開会 平成30年1月31日 午前10時00分
- 2 閉会 平成30年1月31日 午後 0時 5分
- 3 会議に出席した委員
花井隆教育長、山本明子教育長職務代理者、土井真紀江委員
金田真也委員、太田孝雄委員
- 4 会議に欠席した委員
- 5 会議に出席した職員
教育部長 大根義久
教育総務課長 伊藤英洋
学校教育課長 杉田哲利
生涯学習課長 富田 成
スポーツ課長 本多剛晴
博物館長 鈴木利昌
文化財課長 増山禎之
中央図書館長 豊田高広
教育総務課課長補佐兼係長 小久保義則
教育総務課主任 彦坂幸子
- 6 議事日程
別紙のとおり

田原市教育委員会第1回定例会議事日程

日 時 平成30年1月31日（水）
午前10時00分
場 所 南庁舎4階 政策会議室

1 会議録署名者の指名

2 教育長報告事項

3 議題

- (1) 平成29年度一般会計教育費補正予算について
- (2) 市議会提出案件（田原市いじめ問題調査委員会及び田原市いじめ問題再調査委員会条例）に対する意見について
- (3) 市議会提出案件（田原市赤羽根文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）に対する意見について
- (4) 田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則について
- (5) 田原市指定文化財の指定について

4 報告事項

- (1) 教育委員連絡報告事項
- (2) 旧野田中学校の跡地利用について
- (3) 学校全体配置計画見直しの中間報告について
- (4) 平成30年田原市成人式の出席者について

5 その他

教育長

開 会 午前10時00分

本日は、何かとご多用のところ、ご出席くださいまして、ありがとうございます。

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達していますので、平成30年田原市教育委員会第1回定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

それでは、会議規則第13条第2項の規定により、会議録署名者の指名をさせていただきます。

今回の署名者として、土井委員と金田委員のご兩名を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、今日は議題も多いですが、教育長報告事項を手短にやれたらということで、私からさせていただきます。

寒い中、日本列島に寒波が襲来ということで、各地の被害とか、いろいろあります。田原市においては雪も降りましたが、インフルエンザがまだ流行っておりますので、気をつけていきたいというように思います。

いつもの教育委員会報告をご覧いただきたいと思います。

年末年始は比較的穏やかであったかな。寒さは身にしみたのですが、御用納めが終わり、新しい年を迎え、1月4日が仕事初めということで、幾つかの会へ出てまいりました。

7日の成人式においては、教育委員の皆様にもご出席いただきまして、ありがとうございました。

11日には文教厚生委員会が、六連小学校で英語の授業を参観していただいて、懇親会までということで、教育委員会のほかに健康福祉部も一緒に懇親会ということでした。

13日に、市P連の研究発表会。これにも皆様、ありがとうございました。私、名古屋におりまして、大根部長にご挨拶をいただきました。

16日の校長会では、年明けの校長会ということで、私から教育の仕事というのか、ぜひ先輩から後輩へ伝達をしっかりとってほしいという話をさせていただきました。特に3学期というところで、退職される方も、今年は定年退職者が多いので、ぜひ自分たちが今まで培ったものを後輩へしっかりと伝えてほしいということを熱くお話させていただきました。

21日に芦ヶ池のぐるっとマラソンがありまして、市長とともに出ましたが、非常に家族を含めて、小学生から大人まで参加ということで、穏やかな日でしたので、芦ヶ池の風が比較的寒く感じられなくてよかったというように思います。

24日には、中高一貫教育臨時会議ということで、福江高校の福江中学校との一貫教育の中に伊良湖岬中学校も加わって、地域一貫教育と

というような形で、伊良湖岬中学校も福江中学校へ統合されますので、そこも含めて伊良湖岬の子も福江高校の一貫校というようなことで、初めて県のほうでだいふ心を開いていただいて、私たちを呼んで会を開いていくということです。また来年に向けて、あるいは入試に向けても、少しい動きになってくるかなということで、期待をしております。

奨学金給付者選考委員会には、山本委員にも出ていただきまして、2名に奨学金を出すということでもあります。

30日、今回の話題にもなりますが、学校再編の検討会議ということで、ここに書いてしまいましたけれども、以前までは「学校全体配置計画」という名前でしたが、「学校未来創造計画」ということで今後進めてまいりますので、また後でお話をいただきたいというように思います。

2月3日、音楽会が9時10分、午前スタートということです。

4日に渥美半島駅伝ということで、男子は赤羽根、女子は田原東部小学校をスタート、ゴールは男女とも豊橋南高校です。その開会式、閉会式がありますので、私も参加することになっています。

17日に、三遠ネオフェニックス田原デーという、田原デーという言い方が正式ではないようですが、田原の中学生の試合をエキシビジョン試合として行うということで、特に18日が盛りだくさんかなということでもありますので、ご承知いただいて、もし意見等があれば私に言っていただければと思います。

以上、私からの報告でした。何か質問等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

いいですか。それでは、また教育委員の報告事項のところで話題にさせていただけたらと思います。

では、これより議題に入ります。

初めに、議案第1号平成29年度一般会計教育費補正予算についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

それでは、教育総務課から説明させていただきます。今年度の一般会計教育費の関係の補正予算ということで、各課にわたっておりますので、順番にご説明をさせていただきます。

予算要求書をご覧ください。

3月補正、まず歳入になりますが、中学校の教育費の補助金ということで、国庫補助金が出ます。田原中学校に野田地域の生徒が通っているバスの定期代が国庫補助対象となりますので、その歳入としまして574万5,000円の歳入予算の補正とさせていただくものでございます。路線バス、ぐるりんバスの定期券等を足しまして、補助対象外の経費を引いたものの補助率2分の1ということで算出をさせていただいております。中学校管理運営事業でございます。

教育長

教育総務課長

もう一つ、歳入ということで、教育費の寄附金でございます。

神戸小学校への図書購入費としまして、これは前回、教育委員会でも寄附の関係でご承認いただきましたが、河合浩様から50万円の寄附がありましたので、そちらの歳入の予算となります。

続いて、歳出予算の要求となります。

神戸小学校管理運営事業ということで、50万円の予算があります。これは、先ほどご説明しました寄附金50万円を神戸小学校図書購入費として充当するものでございます。

次に、福江中学校の管理運営事業になります。福江中学校管理運営事業で、臨時職員の賃金の補正減となります。臨時用務員の人数の減に伴う減額ということで、125万円を減額するものです。これは、当初予算で臨時用務員を2人体制で予算確保しておりましたが、1人の正規職員の確保ができましたので、1人分の臨時用務員の金額を減額させていただくというものでございます。

次に、給食センターの運営事業での補正減となります。給食センターPFIの委託料としまして、380万円の減額です。これは、PFIの委託料の金額算定の中にアレルギー食の食数を算出しておりますが、そちらの数の減額ということで、予算の中から380万円を減額させていただく補正減でございます。

教育総務課の補正予算については、以上でございます。

では、続いて、生涯学習課からお願いいたします。

歳入からお願いします。

教育費の雑入として、自治総合センターコミュニティ助成金の歳入減でございます。今年度、申請をしておりましたが、不採択ということで減額しております。助成金の内容といたしましては、コミュニティ市民館で使う備品等の購入費などの助成を申請しているものでございます。

続きまして、児童クラブ運営事業の賃金の減少でございます。開設クラブ数は当初11を予定しておりましたが、実績で10クラブ、また土曜日の開設、夏季の指導員の減によりまして、賃金を1,100万円減額するものでございます。

次に、放課後子ども教室運営事業での賃金の減額でございます。児童クラブと同じように、夏季の指導員の減少、土曜日の開設の減少に伴い、賃金を減額するものでございます。

続いて、市民館運営事業でございます。特定建築物委託料の減額でございますが、特定建築物等定期検査・検査業務の入札残による減額を行います。愛知県から指定されました、不特定多数の方が集まる施設について点検等を行ったものですけれども、入札によって減が生じたので減額を行うものでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、先ほど申しましたコミュニ

スポーツ課長

ティ助成事業が不採択となったため、その分の250万円を減額するもの
でございます。

以上、生涯学習課からの説明とさせていただきます。

引き続きまして、スポーツ課です。お願いいたします。

事業名が渥美運動公園整備事業でございます。13節の委託料が200
万円の減、15節の工事請負費が400万円の減でございます。

この減額につきましては、現在、渥美運動公園の体育館の耐震補強
工事を行っております。その工事に伴います入札残金の減で、実際の
入札残金は約990万円の残となっております。予算の有効活用を踏まえ
まして、他施設の改修工事や修繕を図るため約560万円程度の流用を見
込んでおりまして、差し引き400万円の減額補正とさせていただくもの
でございます。

他施設の改修工事や修繕ですが、例えば昨年台風で倒れてしまった
渥美運動公園のテニスコートの金網フェンスを現在緊急的に修繕をさ
せていただいておりますが、その工事とか、他にもいろいろ維持管理
をしていくべき修繕がありますので、そちらの方を有効活用させてい
ただくというものでございます。

繰り返しますけれども、委託料、工事請負費、二つ合わせまして600
万円の減額補正の予定でございます。

以上です。

文化財課長

それでは、文化財課からお願いいたします。

博物館運営事業の減額補正でございます。

減額補正額は150万円でございます。次のページの裏側に、その内容
が書いてございます。委託料のうち、古写真展、特別展、保美貝塚展
のため、展示のディスプレイの委託料が、今回使わなかったというこ
とで70万円の減額でございます。

そして、資料輸送委託料ですが、保美貝塚展の内容の変更、借用先
の検討等を行って、借用先が変更になったということで80万円の減額、
都合150万円の減額補正ということになっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

中央図書館長

続きまして、図書館です。

図書館運営事業費の減額補正です。

電気量につきましては、契約業者が変わり、安価となったため、150
万円の減額をするものです。よろしく申し上げます。

教育長

以上ですかね。

では、今、事務局からの説明をいただきました。ご質問等がござい
ましたら、お願いいたします。

いろいろな事情により予算が残ったということで、減額ですので。
私も昨年、減額が多くないかというようなことを言わせてもらい、で
きるだけ有効に使えないかなというところで、それぞれの事情がある

中で、今、それぞれの課長から報告いただいたのですけれども、これはどういうものですかというのがあれば、お尋ねいただいて結構です。

よろしいでしょうか。

では、ご質問もないようですので、お諮りいたします。

議案第1号平成29年度一般会計教育費補正予算について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようですので、議案第1号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第2号市議会提出案件（田原市いじめ問題調査委員会及び田原市いじめ問題再調査委員会条例）に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、学校教育課からお願いいたします。

市議会に提案する案件でございます。田原市いじめ問題調査委員会及び田原市いじめ問題再調査委員会条例について、ご意見を伺いたいと思います。

提案理由については、田原市いじめ防止基本方針が改定されることに伴い、条例を制定するものであります。

1枚めくっていただいて、条例の条文等がございますが、概略といえますか、流れをご説明させていただきたいと思います。

本市では、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる問題であって、どんな小さいいじめも見逃さないという共通認識に立って、平成26年9月に、「わたしたちのいじめ防止メッセージ 田原市いじめ防止方針」を策定いたしました。そして、いじめ問題に取り組んでまいりました。こうした中、平成29年に、「国のいじめの防止等のための基本的な方針」、及び「愛知県いじめ防止基本方針」が改定されまして、本市においても、いじめ防止方針の見直しをする必要が出てまいりました。

そして、次の5点について、見直しをしていこうということでございます。

国及び県の改定を受けて、全国や県の動向を踏まえた改定を行いました。

二つ目は、けんかやふざけ合いであってもいじめである可能性を認識する必要があることなど、いじめの定義について、改めて明確にいたしました。

三つ目は、これもこの条例にかかわってくることなのですが、重大事態が発生した場合の調査機関。重大事案というのは、いじめによる命や心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、自殺とか、そういうことになってしまった場合。それから、いじめにより相当の期間、学校を欠席してしまうことが余儀なくされているというような

疑いがある場合に、調査機関として、教育委員会の附属機関である田原市いじめ問題調査委員会と、その調査委員会の調査がまだ不十分だといった場合に、市長の附属機関である田原市いじめ問題再調査委員会を設置して調査をしていくという点であります。

四つ目に、いじめ防止対策組織や市の相談体制について、現状に合ったものに変えていく。

そして、最後に五つ目として、学校の組織的対応の徹底及びいじめ解消後の再発防止に十分留意することを新たにつけ加えて、新しいいじめ防止基本方針を定め、それにかかわって、先ほど申し上げたいじめ問題調査委員会、田原市いじめ問題再調査委員会を設置するための条例です。

資料には、平成30年4月からの田原市いじめ防止基本方針（案）、それから国のいじめ防止対策推進法について載せてございます。

もう少し詳しくご説明させていただきますと、田原市いじめ問題調査委員会ですが、所管は学校教育課において、その調査をしていただく方を、弁護士、医師、臨床心理士、警察関係者、児童相談センター、地域代表者など5名以内で調査をしていただき、その調査結果を市長に報告していただくという組織になります。

そして、先ほど申し上げたように、その調査に問題があるということになりますと、いじめ再調査委員会ということで、これは市長が再調査が必要かどうかを判断いたしまして、いじめ問題再調査委員会の所管を総務課に持っていただきます。弁護士、それから人権擁護委員会の役員の方など、5名以内でまた調査をしていただきまして、この結果については、議会に報告するというような仕組みをつくりまして、重大事案が起きたときに対応できるための条例の設定でございます。

以上でございます。お願いします。

教育長

今、学校教育課長から説明がありましたが、委員の皆さん、何かご質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

一番大きなところは調査委員会。さらに、それに続く重大事態等のときに再調査委員会が設置されて、場合においては、これが発動するとか、再調査が行われるということで、市長が諮問に応じると。そうして行うというようなところであります。

重大事態というと、どういうことが具体的に挙げられるのかなというように思いますけれども、どうでしょうか。

学校教育課長

先ほど流れの中で申し上げたので、もう一度、こういう事態だということ。

一つは、いじめにより命にかかわることや、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるといった場合が考えられます。大きくは、先ほど申し上げたのは、自殺をしてしまったというような案件ですね。

それから、それだけではなくて、もう一つ視野に入れているのが、

教育長

いじめにより相当の期間、ある程度長い期間、学校を休んでしまった。そのいじめによって休んでしまったのも、この重大事案の中に考えて、対応して取り組んでいくということです。

以上です。

以前、金銭面のたかりというようなところもありましたが、そこまでいくと、いじめを超えた犯罪ですので。過去には、そういういろいろな案件がある中で調査をするのだけれども、さらに調査不十分とかいうような場面については、再調査委員会という組織を立ち上げて対応していく条例改正ということで、ご理解をいただけるかと思います。

それでは、太田委員、お願いします。

太田委員

お願いします。

いじめ問題調査委員会、再調査委員会というのが新たに設置されるということで、これは平成30年4月からですので、年度が新しくなると、こういった委員会を組織するために5名の委員が選ばれてくるのかどうかというのがまず第1点目。

それから、この委員会が、自殺や財産、心身にかかわること等があった場合に設置されるということですが、定期的にこういう会を持つというご予定はないのかというのが2点目の質問です。

いかがでしょうか。

学校教育課長

よろしいでしょうか。

教育長

はい、お願いします。

学校教育課長

この委員会については、重大事態が起きたときにすぐに対応できるように準備をしておくわけですが、定期的に会を設けたりということでは考えておりません。いじめ問題調査委員会が開かれると、それに引き続き再調査委員会も開かれる可能性がある。そうしたときに、市長がその必要性があると判断されたときに召集をしてということですが、委員の方については、事前に内諾を得て、こういうことがあった場合においてお願いできるというようなことは、つくっておきます。定期的にとということではありません。

教育長

調査委員会、あるいは再調査委員会の委員の中に弁護士が含まれるのですか。

学校教育課長

はい。

教育長

両方含まれる。

学校教育課長

調査委員会も、再調査委員会にも、違う人が入ります。

教育長

両方入っていますね。その辺が私もあいまいでしたので。

ということで、調査委員会、再調査委員会に弁護士は両方入られるということ。

山本委員

これは、施行されるのは、いつからですか。

学校教育課長

この基本方針が平成30年4月を予定していますが、そこから、いじめ問題調査委員会や再調査委員会については動き出すといえますか。

教育長	平成30年4月1日からということで、これを議会に上げて承認をいただくという形かと思います。
	そのほか、ご質問いかがでしょうか。
太田委員 教育長	もう1点。 どうぞ。
太田委員	(3)の相談体制の整備も、先ほど柱の一つと言われて、田原市にいろいろな相談体制の組織等があるのですが、サポートセンターもその一つで、いじめにはいろいろな形でかかっているのですが、田原市子ども・若者総合相談窓口は、義務教育を卒業して40歳くらいまでの方の相談窓口ですが、主には引きこもりとかニートとか、その案件と私は認識しているのですけれども、もう少し広くいじめにかかわることも相談として受け入れ、PRを広げていくというような、そういうお考えでしょうか。
	現に今も、いじめに関することの相談も、義務教育を卒業してからですので、なかなかいじめといっても難しいかと思えますけれども、それも相談として入ってくるという。あわせてスクールソーシャルワーカーもそうなのですが、職務内容としては広がっていくように思うのですけれども、市民の方々にそのようにPRしていくのか、このあたりはどうなのでしょう。
学校教育課長	現在、子ども・若者総合相談窓口も、そういう義務教育を卒業した高校生や就業者の相談に乗る中で、いじめのようなものも含まれてきているので、そういうことも視野に入れてということが入っています。
太田委員	あらためて、特にそういういじめを強調するような広報はしていかないという。
学校教育課長	はい。
太田委員	はい、わかりました。
教育長	生涯学習課長がいるので。子ども・若者総合相談窓口で、そういういじめというよりは、私は引きこもりをよく聞くのだけれども、どのようなものかね。
生涯学習課長	いじめは義務教育のサポートセンターでお願いしているので、学校でのいじめ以外のものになっています。基本的には引きこもりのの方々ですので、学校でのいじめというのは、あまりないと考えています。
教育長	子ども・若者総合相談窓口の相談に行くと、いじめというよりは、先ほど言った引きこもりがメインだね。
生涯学習課長	そうですね、はい。
教育長	そのほか何か、せっかく委員がいるので、こういう相談もあるというのであれば。
生涯学習課長	子ども・若者総合相談窓口に寄せさせる相談の内容については、引きこもりの原因ですね、親子関係や就職ができない、就職までの通いにくさのようなものについて相談があります。相談をされて、目標と

教育長

しては社会復帰ができるということで、就職までが一応目標とは聞いているのですけれども、なかなかそこまで今はっていないというのが現状です。

ということで、この会で、子ども・若者の相談の話は余り出ていなかったかなというように思いますが、今、2名の相談員で対応しております。

そのほか、ご質問いかがでしょうか。

では、質問もないようですので、議案第2号市議会提出案件（田原市いじめ問題調査委員会及び田原市いじめ問題再調査委員会条例）に対する意見について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

教育長

では、ご異議ないようですので、議案第2号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第3号市議会提出案件（田原市赤羽根文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

スポーツ課長

スポーツ課からお願いいたします。

田原市赤羽根文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について意見を求めるものでございます。

提案理由につきましては、農業者トレーニングセンターは、耐震強度不足によりまして、平成25年4月から休館としておりましたが、公共施設適正化の観点に基づき、また旧野田中学校跡地を活用した、（仮称）ふるさと教育センターの整備についての方向性も定まりまして、この農業者トレーニングセンターの解体工事を平成30年度に行うため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第2条に設置という条項がございまして、田原市赤羽根文化会館は二つの建物から成り立っております。いわゆる文化会館、文化館と言っておりますけれども、文化館と、もう一つ、農業者トレーニングセンター、この二つが合わさったものが、総じて赤羽根文化会館というように称しております。今回、農業者トレーニングセンターを平成30年度に撤去を予定しておりますので、この農業者トレーニングセンターという部分を削除いたしまして、文化館を残しまして、その文化館イコール赤羽根文化会館というようにするものでございます。

なお、この条例につきましては、平成30年4月1日から施行でございます。

また、この農業者トレーニングセンターの部分をこの条文から削除いたしますと、当然使用料及び手数料条例も関連してきますので、使用料及び手数料条例の一部改正もあわせて行うものでございます。裏

	面に、使用料及び手数料条例の新旧対照表が掲げてございます。左側の現行の欄、多目的ホール以下、視聴覚室までの部分を削除するというものでございます。
	参考といたしまして、この議案第3号、4号の後に、現在の田原市赤羽根文化会館の設置及び管理に関する条例をお示しさせていただきます。
	なお、最後に、この条例のもとに、田原市赤羽根文化会館の管理運営に関する規則というものがございませうけれども、こちらこの条例改正が議決された後、規則改正を行う予定でございませうので、あわせてご報告いたします。
	説明については、以上です。
教育長	事務局の説明が終わりました。ご質問等がございましたら、お願いします。
山本委員	すみません。農業者トレーニングセンターは、文化会館の一部分でしたか。
スポーツ課長	資料1の裏面の右上に、上から見た写真でございませうけれども、一番下の文化ホールや図書館があるところ、その上に赤枠で囲んで①、②、③とございませう。この①、②、③が、農業者トレーニングセンターと総じて言っております、この部分の取り壊しをさせていただきますということで、下に文化会館と書いてございませうけれども、文化ホールの部分と図書館の部分はそのまま残すという形になります。赤枠の部分平成30年度に取り壊しの部分ということでございませう。
山本委員	ここは使っていないのですか。
スポーツ課長	はい。今、この赤枠の部分が、平成25年4月以降休館という形になっております。耐震工事がされておられませんので、休館という形で使っておりませう。
教育長	現在休館になっている赤羽根文化会館のトレーニングセンターを取り壊すということで、こういう議案になっております。
山本委員	このアスレチックルームや多目的ホールというのは、これでなくなって、赤羽根の周辺の方がそういうものを使いたいというときに、それにかわるものがあるということですね。
スポーツ課長	はい。特に体育館についてでございませうけれども、今度は旧野田中学校の体育館を活用させていただくという考えでございませう。アスレチックルームもございませうけれども、アスレチックルームを旧野田中学校の中に設置するという予定はございませう。
教育長	先ほどのアスレチックのたぐいは、それぞれの市民館に少しずつ入っていたかな。
スポーツ課長	器具ですか。
教育長	器具。
スポーツ課長	それはございませう。マッサージチェアはございませうけれども。例

教育長

えばトレーニングする機械などは、市民館にはございません。取り壊しをいたしますので、市民館にもこういった器具を希望される方はどのように、希望の取りまとめはしたいと考えております。

そういう状況でございます。

そのほか、ご質問いかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第3号市議会提出案件（田原市赤羽根文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）に対する意見について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

教育長

では、ご異議ないということで、議案第3号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第4号田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

スポーツ課長

スポーツ課です。お願いいたします。

議案第4号でございます。田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由につきましては、現在の運用と内容を精査いたしまして、利用者へ誤解を与えることのないよう、必要な改正を行うものでございます。

どうということかと申しますと、実は、この学校施設開放について、平成24年度から、市民の方から、「規則どおりの運用を行っていないのではないか」、「定められた様式を使用していないのではないか」、「この規則の中の文言がおかしいのではないか」などの意見をいただいております。今回、内容を吟味いたしまして、市といたしましても適切な運用を行うため改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、大きく三つございます。

一つ目が、営利を目的とする利用の不許可を明示させていただきましたということ。

二つ目、誤解のないように、様式等の変更をさせていただいたもの。

三つ目、字句の精査をさせていただいたという、大きく三つのものがございます。

新旧対照表をご覧ください。ポイント的にご説明させていただきます。

まず改正後の第1条、字句の精査でございます。

第2条、現行では「学校施設開放」というようになっておりますが、「学校施設の開放を実施する学校」というように、わかりやすいように精査させていただきました。

以下、第3条からございますけれども、字句の精査は説明を省略させていただきます。

新旧対照表の2ページ目をお願いいたします。

その中で第8条第3項、現行では「責任者」となっておりましたけれども、「責任者等」に改正いたします。この「等」という意味は、グループや団体からこういった申請があったときには、責任者は誰かということと、特にスポーツをされる方は、そのグループの中で指導者を決めさせてもらっておりますので、その指導者を含むとさせていただいたものでございます。

次に、第11条、利用の不許可とございます。左側の現行のほうに、第11条（1）から（6）までございますが、この（1）から（6）を新たに第11条の条文として、この不許可の本要件を明確に定めさせてもらうものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

改正後の第13条第6項、新たに付け加えた規定でございます。

この規則または管理員もしくは指導員指示に従わないときは、学校施設の利用を認めないというように明確にお示しをさせていただいたものでございます。管理員、指導員というのは、こちらがそのグループの方に、委嘱をさせてもらっております。

改正後の第14条の（6）でございますけれども、現行では「利用権を譲渡」ということで、少しあいまいなところもございましたので、「利用許可施設を利用する権利」というように明確にお示しさせていただいたものでございます。

この規則については、平成30年4月1日から施行するものです。

経過措置といたしまして、現に改正前の規則に基づき作成されている様式の内紙は、改正後のこの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができるものとしてございます。

こちらにつきましては、来月2月から申し込みの受け付けも始まりますので、今の様式を使い、適宜変更させてもらって、来年度の4月以降のものに対応したいという意味でございます。

最後に、様式につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、様式第1号（第8条関係）その1、中段の責任者欄の中に、メールアドレス（携帯可）から、活動状況の確認までの5段の欄を新たに追加いたしました。今までは、この部分は別紙の様式でもらうようになっておりましたけれども、その団体がどういう団体なのか、どういった時間帯に使いたいのかというものを明確に、この申請書を出してもらうときに、ここにあわせて書いていただくというものです。

次の、様式第1号（第8条関係）その2については、新たに追加をさせていただいた様式でございます。

その中で、注意書きが下段にございますけれども、1から4番まで米印の文言を追加させていただいたものでございます。

次に、様式第2号で、学校利用団体名簿の上の登録番号から一番右の備考欄まで、精査をさせていただいたものでございます。

次に、様式第6号（第10条関係）学校利用取消願でございます。

この中で文言を、「このことについて、下記のとおり学校施設の利用を取消したいので」、以前は次が、「許可を受けたく申し込みます」ということになっておりましたが、ここは「承認願います」というようにさせていただいております。この取消願が申し込みという形でありましたが、承認願いますという言葉で取消願を出していただくというものでございます。

次に、様式第8号、事故等発生届でございます。以前の様式では、事故発生届となっておりますが、事故だけではなく、ほかのいろいろなことに対応するために、「等」をつけ加えさせていただきました。

様式の改正の説明については、以上です。

教育長

たくさんの資料による説明がありましたが、ご質問等をお願いしたいと思います。

太田委員

よろしいですか。

教育長

はい、どうぞ。お願いします。

太田委員

新たに規則の改正を行ったことによって、今利用されている団体の方で、利用できなくなる団体が出てくるのが予想されますか。

スポーツ課長

それはございません。

太田委員

現行のところは、そのまま使えるという。

スポーツ課長

そうです。

太田委員

そうしますと、先ほど冒頭で言われた市民の方のご意見については、今後もスポーツ課で対応されていくということでしょうか。

スポーツ課長

そのとおりです。その方の、主訴は、大きく二つございます。

一つは、市の営利団体かどうかという基準がおかしいのではないかとということ。市としては営利団体ではないと判断しているところを、その方は、「いや、それは営利団体だ」というような、これは判断の違いでございまして、ずっと平行線のままでございます。先ほど申し上げましたけれども、平成24年度から、そういう訴えがございました。判断基準の判断をどのように捉えているのかということで、我々市側と本人で、ずっと平行線のままでございます。

二つ目が、きちんと規則どおりに市はやっていないのではないかとというのがございまして、判断基準は、我々は変える予定はございませんし、正しいと思って判断しておりますが、この規則改正で不備があったのは確かでございますので、今回、この一部改正をお願いしたいというものでございます。

教育長

なかなか営利目的の見解が平行線というところで。

ということで、ずっと持論を展開されている方で、お一人ではありませんが、非常に強く思いを持っている方です。

こちら側はそれなりに対応は進めているつもりなのですが、本人の納得がいかないという。過去のいろいろな部分も含めたご意見です。

よろしいでしょうか。

では、お諮りをしたいと思います。議案第4号田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、議案第4号につきましては、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第5号田原市指定文化財の指定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

文化財課長

文化財課からお願いいたします。

田原市指定文化財の指定ということで、田原市指定文化財を別紙のとおり指定するものとするということで、1ページをめくっていただきますと、これまで委員会で諮っていただきました保美貝塚の指定の追加の議案でございます。

保美貝塚735平方メートル、保美町平城118番を追加指定するものでございます。

もう1枚はねていただきまして、これまでの経緯としましては、地主の方から8月4日に指定の申請がございまして、8月18日に教育委員会から文化財保護審議会に諮問。そして、12月19日に、文化財保護審議会の答申が提出されました。その写しが、こちらでございます。

この答申に基づき、条例に基づいて教育委員会が文化財を指定するときには市長と協議をするということを行いまして、このたび議案として提出するものでございます。

裏面を見ていただきますと、これまでに指定された地番、そして右側のページには、色分けで地図がございまして、これまでの指定域は、薄い青色でございました。これを、今回の申請地、赤のところを追加指定するものでございます。

表をご覧くださいますと、一番下に118番、畑735平方メートル、そして所有者の方の住所が書いてございます。

内容につきましては、このたびの展覧会、そして文化庁、研究機関等からも、今回の指定については非常に期待をされているという意見を伺っております。今回、追加指定を議案として提出したものでございます。よろしく申し上げます。

教育長

事務からの説明が終わりました。ご質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですかね。

では、ご質問もないようですので、お諮りいたします。議案第5号田原市指定文化財の指定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 　　ご異議ないようですので、議案第5号につきましては、原案どおり可決いたしました。

　　続いて、報告事項に入りたいというように思います。

　　では、初めに、報告事項の1番として、教育委員の皆様方の連絡報告事項を順次お願いしたいというように思います。

山本委員 　　山本委員からお願いいたします。

　　前回の定例会、22日以降は、1月7日の成人式、そして1月25日の田原市奨学金の選定委員会に出席をさせていただきました。

　　成人式は、今年はとても速やかに、今年は特に袴のほうが多く、本当に式自体はすごくスムーズで、びっくりするほど、初めてだと思えますけれども、静かな感じでした。

　　25日の選定員会は、先ほど教育長が言われたように、2名でしたが、どちらも母子家庭で、お母さんの収入がとても少ない中で、1人の子が岡崎高校。すごく優秀な子で、岡崎高校を希望しているのですけれども、そこまでのバス代とか電車代とか、すごく心配なのですけれども、岡崎高校を受けられるようになったということと、第二希望が時習館高校ということもあったので、一応その方の収入、成績のところでは問題はないということで判断しました。

山本委員 　　もう1人の子は、成章高校を希望しているのですけれども、とてもまじめな子で、その子も問題ないということで許可したのですけれども、本当に収入が少ない中で、どうやって生活するのかと心配なのです。おばあさんとか、元の方とか、周りが支えているということで、少しは安心しましたけれども。

　　今後やはり頑張っていくのは、支えていくのは、いい制度だなと思います。そんなところです。

　　以上です。

教育長 　　ありがとうございました。

　　土井委員、いかがでしょう。

土井委員 　　すみません。私、前回の会議と成人式も、子どもが新年早々2人ともインフルエンザになってしまって、そういうものも出られなかったもので、すみませんでした。なので、報告はありません。

　　以上です。

教育長 　　インフルエンザは、熱があったとか、どうでしたか。

土井委員 　　娘は40度、熱が出で、結局インフルエンザB型でした。そのときは渥美病院に、成人式の前のときに救急外来で入ったのですけれども、

教育長

患者がほとんどインフルエンザで。それから今度は息子にうつってしまったという形でした。すごく拡大が激しくて、豊橋もすごいと聞いていたので、今、田原もすごいのですよね。だから、先週子どもの剣道の合同練習が田原中学校であったのですが、それも結局田原中学校がすごいので中止と言われて。今、どこに行くにも心配が絶えないのですけれども、広がりすごいんだなということを改めて実感しました。

特にインフルエンザの学級、あるいは学年の閉鎖等もだいぶあるということで、まだこれから引き続き、A型も両方かかるというようなところも心配されていますので、要注意かなということは思います。

では、金田委員、お願いします。

金田委員

僕は、12月23日の「うたう図書館」に興味があったので、行かせていただきました。図書館というのは、静かにおとなしく読書や勉強をするところとずっと教えられていたので、その中で歌を歌うというのはどういうことなのかと、本当に興味があったので行ったのですけれども、あの広い図書館を移動しながら歌を歌ったり、楽器を少し使ったりして、フルに利用して、心地よく過ごさせてもらいました。普通に図書館を利用しに来ていた人も、何の不安もなさそうに、むしろ居心地のいいような感じで利用していたのには、常識を覆されたような感じでびっくりしました。

特に印象に残った歌がいくつかあったのですけれども、三つ挙げると、クリスマス前ということでジングルベルのリズムで読書をするのですが、リズムで歌になっているというのが、こういう歌い方もあるのかと思いました。

あと、福寿園のおじいさん。声を聞くと80歳以上の人だと思うのですが、その人が小学校時代の思い出を昨日のように話しているのにはびっくりしました。

あと、中学生が愚痴の歌というので歌っていたのですけれども、宿題は出さないでほしいという簡単な愚痴から、消費税、社会の問題までいろいろな愚痴があって、どうやって聞き出したのかなと。多分先生では聞きだせないだろうなと思いながら。自分としては、「保護者同伴は面倒くさい」というのが、昔はそうだったなと感じました。

それ以外にも、トヨタ自動車の長距離の方の靴が展示してあって、触れたり、議会の1年間ということもあったり、田原の情報を発信していたり、いろいろありました。また、星野仙一さんが亡くなったときに、すぐに関係の本が並べられているよというのが、フェイスブックで友達がアップしていたのを見て、そういう情報にもすぐに対応してやっているんだな、社会の情報も図書館が発信しているんだなというのを感じて、すごく新鮮だなと思いました。

1月7日に、成人式に出席したのですけれども、山本委員が言ったよ

うに袴が多いということと、奇抜な髪形をした人がいて、あれはよく考えたなど。

1月13日に、田原市小中学校PTA連絡協議会、研究発表会に参加しました。

大草小学校と衣笠小学校、小規模校と大規模校のそれぞれの特性を生かして、うまく活動しているなど思いました。

大草小学校に関しては、全校生徒休みなし102日ということで、全家庭が学校に参加して子どもを支えている、校区もすごく協力をしてくれているということで、学校への意識の高さというものを発表で感じました。

衣笠小学校のほうは、新旧国道259号線をまたぐ通学路があるということで、通学の安全に関してすごく敏感になっているなど思いました。スーパーやドラッグストアがオープンして、車の動きがすごく変わってきているということで、警察や地域、学校、PTA、4団体で集まって、子どもがより安全に通えるようにということで、配慮や苦勞をしているのを知りました。

以上です。

教育長

ありがとうございます。

中央図書館長

豊田さん、補足はありますか。うたう図書館。

教育長

そこまで紹介していただいて、ありがとうございます。中学生の愚痴から議会の状況まで、情報を発信するのが図書館であります。

中央図書館長

生活的な雰囲気も含めてさまざまな取り組みが発信できて、私の知らない部分、愚痴の歌、いいかもしれません。

やり方だけお話ししておく、中学校に、今回お願いした作曲家と愛知大学のメディア芸術専攻の学生と先生が出かけて行って、そこで中学生の希望者が30人くらいでワークショップをやって、黒板へどんどん愚痴を書き出してもらって、それを一つの曲に編集していくというような作業をやっていたのですね。もちろん見ている先生もいらっしやっただけでも、子どもたちはおかまいなしで。

以上です。

教育長

学校で発信したいですね。すごくユーモラスにやられている感じが伝わってきて。

太田委員

太田委員、お願いいたします。

私も皆さん方と同じようなところに参加させていただきました。

1月7日の成人式に久しぶりに参加させていただきまして、やはりすごくおとなしくなった、成人される方が穏やかになったなどということで、今年成人された方は、ちょうど私が赤羽根中学校へ赴任したときの、中学1年生だったものですから、3年間と一緒に過ごしたので、あの時代の子たちだったら、あのくらい穏やかな成人式になるのかなということを感じました。見た目には楽しい格好をしている子もおり

ましたけれども、最初の国歌くらいで、後は本当にそういう元氣もみられず。

もう一つ感じたのは、挨拶がいくつもあるわけですが、本当にコンパクトにご挨拶されたことが、ああいう式がだらだらと行くのではなくて、同じことを何回も言うのではなくて、とても短くて、挨拶された方がよくまとめてみえたなということ。

それから、障害のある方のために手話などもされていましたが、少しスクリーンが低いかなということ。私の位置からは見えましたが、後ろからだとか、せっかくあっても見えにくかったかなというように感じました。

1月13日の市P連の研究発表会。これも9年ぶりに参加させていただきました。

先ほど金田委員からお話があったとおりで、それぞれ2校とも各学校の地域の現状や特性に合わせたような、PTAが主導ではなくて、学校の教育活動で支えていくというか、支援というか、そのようなスタンスの発表であったように思います。客席で発表を聞かせていただいたのですが、指導講評された東三の野口主査がちょうど私の隣で、最後に指導講評されて、客席で何度も「すごい」というような言葉が出ていたのですけれども、どういったところで「すごい」という言葉が出たかという、大草でいうと、やはり相撲。土俵をつくった、ああいう相撲をやっている。ちょうど動画も発表の中にあっただけですが、そういうものを学校として取り組んでいることと、それから、その時点まで全校欠席ゼロが102日というのも、半分以上は欠席ゼロの日があるということで、さすがに教育にずっと取り組んできた学校だなということを感じました。

それから、衣笠についても、衣笠は思いやりの心を持ったということで、これも学校経営の柱の一つになっているのではないかなと思うのですが、そのような中で、特に地域や保護者と連携ということで、衣笠では読み聞かせが21年も続いているということ。この場面と、警察署のあたりに新しい店舗ができたことによる交通安全面の配慮のための、「とまれ」とか減速帯とか、そういったものが学校と地域で連携をしてすぐに対応できているという、そのあたりに指導講評された野口先生は大変感激をされていたというもので、やはり県P連の目標にかなったような2校の発表も、そういう派手さはないですが、大変地道なすばらしい取り組みであったというように感じました。

以上です。

ありがとうございました。

言いそびれたようなことはありませんか。いいですか。

では、続いて、報告事項の二つ目、旧野田中学校の跡地利用について、事務局から報告をお願いいたします。

教育長

それでは、資料1、旧野田中学校の跡地利用について、ご説明をさせていただきます。

旧野田中学校につきましては、平成28年3月で廃校となっております。その後、今後の利活用が決定するまでの間、屋内運動場につきましては、野田校区でコミュニティ的な活動をしている、バレーやバドミントン等の方々に使っていただいております。今日に至っております。校舎を含めて、その他施設につきましては、施設管理等の問題がある関係上、教育総務課で防火施設や警備設備等を維持、管理しているのが現状でございます。今回その旧野田中学校を、(仮称)ふるさと教育センターとして利活用していくものです。

事業の背景・目的ですが、田原市公共施設適正化実施計画というものがございまして、それに基づきまして、まず赤羽根市民センター周辺の教育関係施設、それから旧赤羽根分校、これは成章高校の赤羽根校舎だった建物ですが、そこにあります機能の再編、集約、複合化等を進める中で、この旧野田中学校に機能を集約化するという事で、ライフサイクルコストの縮減と、教育課題である田原市教育振興基本計画の重点施策となっております。ふるさと学習の充実を図る必要があるということで、教育センター機能と文化財センターの機能を融合させ、ふるさと学習の充実などを推進する拠点施設として整備したいというものでございます。

大きな2番に事業内容とありますが、こちらには、教育センターとしてのあり方や体育施設、子ども・若者総合相談窓口、文化財センター、その他ということで、今ある教育サポートセンター、教育相談、くすのき教室、子ども・若者総合相談窓口等が旧野田中学校に集約されていくというような意味合い。

それから、先ほども議題の中でありましたが、農業者トレーニングセンターで持っていました体育館という機能を、旧野田中学校にある体育館として、代替機能という形で使っていくというものが記載してございます。

大きな4番、今後の施設整備のスケジュールとしまして、施設整備工程表をつけさせていただいております。

2018年度の予定から申しますと、農業者トレーニングセンターの取り壊しを、今年の5月ごろから8月までの約3か月で行います。これは、今年の夏に赤羽根海岸におきましてワールドサーフィンゲームスが開催されるという関係もあり、一時的ではありますが、跡地を駐車場に利用するために、この時期に取り壊しを行いたいというものです。

また、同時期には、旧野田中学校の改修工事の設計、それから赤羽根文化財収蔵庫、赤羽根分校の解体工事の設計を行ってまいります。

それから、移転というところでは、美術、民族資料の旧野田中学校への移転となっております。これは4月の約1か月の間に移転を終

えます。これは、移転をこの時期にしないと、農業者トレーニングセンターの解体が進まないということでございます。

センター開設に向けた設計管理の設管条例につきましては、平成31年3月の制定を予定しております。

次に、2019年度は、まず当初から旧野田中学校の改修工事を行っていきまして、夏休み期間を利用して教育センター、子ども・若者総合相談窓口等の引越し、開設準備を行っていきまして、10月1日を目指して、ふるさと教育センターを開設したいという計画でございます。

それとあわせて、考古資料、文化財資料等につきましては、施設の改修状況にあわせて移転を行っていくということでありまして、移転が進みましたら、赤羽根文化財収蔵庫、旧赤羽根分校もそれ以降、解体工事に入っていく予定です。2020年度からは、それぞれの文化財資料の展示も、展示コーナーを設けてスタートさせていきたいというスケジュールでございます。

資料の右側の旧野田中学校の施設配置、それから平面計画図は、こちらにあるとおりですので、またご覧いただきたいと思っております。

資料右下の管理運営体制でございますが、現時点では条例制定等をまだ行っておりませんので予定とさせていただいておりますが、各機能それぞれの人員や利用時間、休館日、どの課が所管をするかというところを示しております。

次に、裏面をご覧ください。

裏面の左側につきましては、ふるさと教育センターとなってスタートした場合には、どの部屋をどういった形で活用していくかというものを一覧にしてあります。

右側につきましては、今回取り壊しをしていく二つの施設を、航空写真で平面図という状態で示してあります。赤く線で囲んであるのが取り壊しをする範囲です。上の農業者トレーニングセンターにつきましては、丸の1番、2番、3番。本館とアスレチックルームと多目的ホール。

下の平面図が赤羽根文化財収蔵庫。旧成章高校の赤羽根校舎の平面図ということで、この赤枠の中には8か所施設がございますので、こちらを全て取り壊しを行っていくという絵となっております。

いずれにいたしましても、それぞれの機能を集約したふるさと教育センターの開設を、来年の10月1日を目指して事業を進めていきたいと考えております。

以上、報告を終わります。

ありがとうございました。

では、旧野田中学校の跡地利用について、ご質問がありましたら、お願いいたします。

すみません。

教育長

山本委員

教育長
山本委員

どうぞ。
これについての予算とかいうのは、大ざっぱにどのくらいの予算を見込まれているか。大体どのくらいかかりそうとか。ほとんどかからない。

教育総務課長
山本委員
教育部長
文化財課長
山本委員
文化財課長

いや、かかります。
解体費用は、かかると思いますけれども。
解体費用が1億1,000万円。
そうですね、はい。
赤羽根とトレーニングセンターと。
取り壊しでいけば、赤羽根のトレーニングセンターが1.1億円くらい。赤羽根の校舎が8,000万円くらいになります。
あと、改修については1,000何がしかで、それに対する設計が合わせて300万円とか、そのくらいだったと思います。まだ今後の設計で、そのあたりで動きがあるかと思っています。

山本委員
文化財課長
教育部長
山本委員
教育総務課長

これは、いつの予算になるのですか。何年度の予算として。
予算としては来年度。
一部は来年度予算に入ってきますよね。
平成30年度予算。
平成30年度予算にトレーニングセンターの解体工事。それからふるさと教育センターになるための改修工事の設計があります。平成31年度になったら、すぐに改修工事をして、改修工事を夏までに終えたいということですね。

山本委員
教育総務課長
教育長

あと、野田中学校は、地震対策はできていますよね。
はい。耐震のほうは。
では、報告ということで、また何かありましたらお尋ねいただけたらというように思います。
続いて、学校全体配置計画見直しの中間報告について、事務局から説明をお願いします。

教育部長

それでは、私から説明させていただきます。
資料2、田原市学校未来創造計画の概要（中間報告）というものと、委員のお手元に、学校の統合についてのアンケートがあろうかと思えます。アンケートについては、また後ほどご覧になっていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。
それでは、資料2で説明をさせていただきます。
昨年の6月29日に、現在の学校全体配置計画の見直しを行うということで、検討委員会を立ち上げました。その後、昨日もその会議の第3回目がございましたが、3回行ってまいりました。
計画としては、適正規模、適正配置に関する現在の学校全体配置計画にかかわる内容のこと。それから、その見直しのための必要性といえますか、なぜ見直すのかということ。それが、序章と第1章という

形であります。

それから、第2章、第3章、第4章という、ある種、5章立てということもございますが、第2章については、小規模校を中心として、魅力ある学校づくり、教育をどう提供していくのかというようなこと。

第3章については、建物の長寿命化計画。

第4章は廃校の利活用。

そういった章立てでまとめていこうということで、検討いたしております。そのうちの、今回、中間報告といいますか、序章、第1章、つまり現在の全体配置計画に相当する部分の見直しをこういう形で行ってまいりたいということでございます。

現在の学校全体配置計画の見直しに至る経緯と必要性ということで、序章はうたってございます。現在の学校全体配置計画は、基本方針が定めてございまして、その基準を満たさない学校は全て再編の対象という形になっております。10か年で27校を15校に再編するという内容でございます。そこを現在も進めているわけでありましてけれども、学校再編から見てきた課題ということ。再編の目的の一つとして、社会性を育むためということで、小規模校の解消を目的としてまいりましたけれども、さまざまな課題があらわれてきております。そこには、5点ほど課題を挙げさせていただいております。児童生徒への影響、学校への影響、地域への影響、財政上への影響、それから廃校の利活用としての課題という内容でございます。

アンケートを後ほどご覧になっていただければよろしいですが、社会性の涵養といいますか、そうしたものは効果としてあらわれてきているというように感じておりますけれども、一方で、通学時間の増加などによって子どもたちへの負担増がアンケートからもあらわれております。

また、このアンケートは、子どもたちと保護者の方々に実施しており、その中からも、体力の低下であったり、今まで小規模校であれば先生方の目が行き届いていたものが、なかなか行き渡らなくなったというようなコメントもございます。

一方、学校への影響ということでいけば、校務負担の増であったり、学校運営上の課題といいますか、影響があるというようなコメントもございましたが、現在は落ち着いてきているということ、学校へのヒアリングによって記載させていただいております。

それから、地域への影響ということでいけば、これはアンケートの中からも出ておりましたけれども、学校と地域とのかかわりが薄れていく。統合された学校については、特にそのようなコメントもございました。

次の財政上への影響ということでございますが、統合によってスクールバスを走らせたり、不足教室を建設したり、あるいは廃校によつ

て、取り壊し費用がかかったり、そうしたこととあわせて、現状のまま残していったらどの程度の維持管理費がかかるのかという比較であったり、あるいは教職員の人件費としてどうなるかということも比較検討を行った結果、県費負担教職員ですので、国、県として、財政的な効果としてはあらわれてまいります。田原市としての財政上の縮減効果には必ずしもつながらないという結果が出ております。

また、廃校の利活用の課題としては、法律上の制約もあって、なかなか利活用が進んでいかないということも挙げられるというように考えております。

そういう課題がある中で、なぜ見直していかなければいけないのかということでもありますけれども、中学校が6校から4校という道筋が見えてまいっております。

また、上の表に位置づけられた対象校、第1期の六連小学校であったり、第2期の大草小学校を初めとした小学校について、中でも南部小学校のように、宅地開発によって大きく児童数が変わってきている状況等や、先ほどの課題、そうしたこともありますから見直していこうということでもあります。

また、必要性の枠の中には五つほど挙げてございますが、施設の関係でいきますと、長寿命化へ対応していかないと、財政が厳しい中で対応せざるを得ないだろうということもございます。そうした必要性もございまして見直そうということもございます。

見直すに当たって、新たな計画の方向性としては、この6点ほどを挙げさせていただいております。

まずは、やはりよりよい教育を子どもたちに、小規模校であっても、未来ある子どもたちのためにどう提供していくのかということもございまして、統廃合に際しても、そういった観点を持ち続ける必要があろうというように考えていますので、教育的な観点ということで、教育効果の向上につながることを。そして、子どもたちの負担であったり、安全面に十分配慮していくということ。

それから、小規模校を中心として魅力ある学校づくりを、現在の学校教育振興計画の着実な実施と、あわせて小規模校の教育効果が損なわれないようにどう提供していくのかというようなことも配慮し、念頭に置く必要があろうというように考えております。

また、そうはいつでも適正規模、適正配置としては、どういう基準でいくのかということもございますが、現在の学校全体配置計画の基本方針のところには、現在の適正規模、適正配置の基準が載せてございます。これは、平成19年にいただいた答申は、尊重、踏襲をしようというように考えております。ただ、1クラス20名というのは、確かに望ましい規模であるというようには認識いたしておりますけれども、全体配置計画のように、120人未満、あるいは6学級未満になっ

たら、すぐに統合ということではないという考え方を、財政的な影響も含めて、想定されることはそういうことになってくるのかなというように思っております。

また、老朽化施設の長寿命化への対応。事後保全ではなくて、計画保全へ舵を切ろうということも、一つは、適正規模、適正配置の計画との連動を考えたいということ。建物を改築して、子どもたちが極端に減ってきて、後は廃校というわけにもいきませんので、それはしっかりロードマップをイメージしながら連動させるような計画としたいということでございます。

また、プールについても、その中で検討してまいりたいということでありますし、トイレの洋式化についても、80%を目標としながら進めてまいりたいというように考えております。

若干戻りますけれども、小規模校であっても教育効果が損なわれないように、ICT、タブレットなどの教育機器の充実にも努めてまいりたいと考えております。

そういった方向性の中で、適正規模、適正配置の計画としては、どのようなイメージになっているのかということで載せてございます。

資料右側に、現在の田原市における推計人口と目標人口を載せてございますが、青いグラフが本市の推計人口でございます。これは、国から出された、国立社会保障・人口問題研究所、通称社人研というように呼んでおりますけれども、消滅可能都市のような報道もあったかと思いますが、そのベースとなっている推計人口であります。田原市においても、平成50年には5万人そこそこになってしまいかねないという状況であります。

また、目標人口は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で人口ビジョンを掲げております。その人口ビジョンに基づいて、都市計画マスタープランの中で、平成47年と平成52年を目標人口として位置づけております。平成52年に6万100人余りという、6万人を若干超えるくらい、6万人を維持しようという考え方でございます。

また、その下に、現在の学校における児童生徒数の推移も載せさせていただいております。

この中で、推計という形でございますけれども、先ほどの推計人口と目標人口を各校区に振り分けて、落とし込んで、児童生徒数がどの程度になるのかということ推計いたしました。この中間報告の概要版の中には載せてございませんが、この推計人口と目標人口と住基をベースにした児童生徒数を載せてございます。これは、後ほど下のほうに関係してまいります。

そういった児童生徒数の推移、学校を取り巻く環境の変化ということで、4点入れてございます。教育環境の充実、まち・ひと・しごと創生、厳しい財政状況による財政運営、公共施設の適正化という大き

く4点を、取り巻く環境にこういう状況の変化がありますということで載せさせていただいております。

そうした変化を踏まえて、新たな適正規模の基準ということで位置づけをさせていただいております。点線の枠で囲んだ過小規模という表現がございます。小学校でいけば5学級以下、中学校は2学級以下、つまり複式学級ということであります。複式学級が発生する学校を、過小規模校という表現をさせていただきました。

それから、新たな配置基準としては、従来の小学校でいけば、おおむね4キロメートル、中学校でいけば、おおむね6キロメートルということでしたがけれども、国の基準等を参考にしながら、バス通学を考慮し、おおむね1時間以内ということ。通学区域を設定する場合には、こういう判断基準でいこうと。境界も、こういう判断基準でいきましょうという位置づけをさせていただいております。

こうした基準をもとに、右上にフローチャートというように書かせていただいております。

こうした基準のもとに、例えば6学級未満になってくるような場合は、検討課題が発生したという捉え方の中で、将来的に改善する見込みがあるか、ないかという中で、見込みがあれば経過観察を行っていく。見込みがないようであれば、必要に応じて学校の学習環境を考える協議会等の設置を、地域や保護者の方々と一緒になって考えてまいりましょう、方策を考えていきたいと思います。

6学級未満となりそうだというようなことであれば、小規模特認校。これは、通学区域の弾力化ということで、大規模な学校から校区のエリアを越えて小規模校へ通学するというようなことであります。あるいは、集合学習を展開しよう。そういった内容のことを検討しながら、そこで経過観察を見て、それでも、どうしても厳しいだろうということで、地域の方々、あるいは保護者の方々も統合をとることが出てくれば、統合を否定するものではないということがございます。

そういうフローチャートによって事務を進めていきたいということで、計画のまとめ方でありませけれども、右下にございます実施計画のイメージをご覧いただきたいと思います。

これは、まだできていないというのは、長寿命化施設の改修と、どのタイミングで施設改修が発生するのかということ、あるいは改築が発生するのかというようなことをロードマップ上へ位置づけしながら、それとあわせて児童数がどう変化していくのか、校区として、小学校としてどのように社人研の推計、目標人口の推計、それから住民基本台帳上はどのようなのかというようなことを踏まえながら、どのタイミングで検討する協議会を設けていくのかということが、赤い点線の枠という形になっています。

それで、点線の上の赤い矢印でいきますと、改善しなかった場合に

は、たまたまA小学校にB、C、Dという選択肢があるとすれば、B、C、Dの選択肢の統廃合を検討していきますということ。それから、改善する可能性があれば、長寿命化を図りながら、小規模校であってもよりよい教育環境を整えていくという考え方で、何とかまとめてまいりたいということでもあります。

社人研の児童数のところでいきますと、黄色くなっているところがだんだん赤に、グラデーションのような形になっているかと思いますが、恐らくこの40名台くらいから過小規模校が発生するのではなからうかというイメージでございます。

昨日の会議の中でもございましたけれども、いつ検討するんだということを位置づけたら、それまでは検討しないのかというようなご意見もございましたけれども、やはり出生の問題がございますので、この赤い点線を仮に位置づけたとしても、状況を見てそれが前後するといえますか、前倒ししたり、後ろ倒しになったりということは当然あり得ますので、そういった形の実施計画としていきたいというように考えております。

計画の期間は、平成30年から平成52年まで。今回は2025年の見直しを考えており、以後は5年ごとに見直してまいりたいというように考えております。

この概要につきましては、また総合教育会議の中で市長との議題にもなりますので少し細かく説明をさせていただきましたが、よろしくお願いをしたいと思います。

教育長

よろしいですかね。

では、これについての質問は、今日は伺わないということで、総合教育会議で出してもらわないと。

教育部長

結構ですよ。

教育長

ここでやってしまうと、あちらで出ない可能性もあるので。

ということで、総合教育会議で、このことについて議題になるということでご理解いただきたいと思います。

では、続きまして、成人式のこと。

生涯学習課長

生涯学習課からお願いします。

資料3、平成30年田原市成人式校区別出席者数一覧表をご覧ください。

平成30年1月7日、田原市総合体育館にて開催しました平成30年田原市成人式には、新成人609名が参加しております。

地区別では、大草、田原南部の出席者が100%でございました。

対象者数ですが、一番下の合計をご覧ください。

左から、田原市内に住民票がある方785人、市外転出者で参加された方が53人、計838名のうち609人、72.67%の出席率で、出席人数は昨年度とほぼ同じ、出席率は多少上がっております。

教育長

以上、簡単ですけれども、説明とさせていただきます。
ありがとうございました。

学校教育課長

では、その他、いかがでしょうか。

教育長

すみません。

学校教育課長

お願いします。

委員の方から、田原市内の小中学校のいじめ、不登校等の現状はどうなっているかという御質問がありましたので、資料といたしまして、本年度の4月から12月末までのいじめ、不登校、暴力行為の状況調査を県で行っておりまして、その報告であげた資料を配らせていただきました。それぞれの統計の下に、傾向等をまとめた文章が載せてあります。今のところ、そのように捉えております。小学校の場合は、暴力事件がふえておりますが、特定の子の回数が増えてしまっているというようなこと。それから、中学生については落ちついている。

また、2枚目のいじめ、不登校についても、認知件数等がふえておりますけれども、より細かく子どもたちの様子を見て対応している。それから解消率も上がっているということで、こういった姿勢で丁寧な早い対応を心がけていきたいと思っています。

不登校についても、増加はしております。そこに書いてありますように、やはり一度不登校になってしまうと、サポートセンターとつながりを持って対応をしておりますけれども、なかなか復帰することが難しい状況にあるので、新たな1人を出さないというような体制でこれからもやっていく必要があるということで、本年度の数値であります。ご承知おきいただけたらと思って資料を出させていただきました。お願いします。

教育長

ここに、加害児童の発達障害に起因すると思われる件数というのが出ておりますので、この数が注目かなということであります。

よろしいですかね。

続いて、ほかに何かありますか。

生涯学習課長

よろしいですか。生涯学習課から。

パンフレットを教育委員の皆様には配らせていただきました。愛知県が、「家庭の日」県民運動啓発ポスターを募集したところ、見開きの中にあります、児童の部で童浦小学校4年、藤城咲さんの作品が応募総数2万414点の中から特選となり、このリーフレットに採用されております。

ポスター、リーフレットにつきましては、愛知県内の学校、主要公共施設に3月31日まで掲示するよう愛知県から依頼されております。

また、愛知県のホームページでも入賞者の名簿と作品が掲示されております。ポスターは約5,000枚配られているということですので、よろしく申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

教育長

県一席で、中学校は尾張の子ですが、小学校はこの藤城さんが、童浦小学校の4年生が愛知県一ということで。内容的にも家庭の日などで田原の子が選ばれるというのが、こういう地域に住みたいと、住めたらいいなというようなことも含めてアピールできたらというように思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですかね。

以上で、本日の議事は全て終了しましたので、田原市教育委員会第1回定例会を閉会とさせていただきます。皆さん、どうもお疲れさまでした。

閉 会 午後0時5分

(会議録署名人)

教育長

委 員

委 員